

宮古市エアコン設置支援事業補助金のご案内

熱中症リスクの高い高齢者、障がい者、子育て世帯、低所得世帯に対してエアコン設置費用を補助します。

受付期間

令和7年10月15日（水）～令和8年3月31日（火）

※ただし予算額に達した場合は、受付期間内でも終了する場合があります。

※予算額3,000万円（600件分）

対象世帯

令和7年4月1日以降に市内の自らが居住する住宅にエアコンを設置した世帯およびこれから設置する世帯で、下記のいずれかに該当する宮古市に住民登録のある世帯。

①高齢者世帯	65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
②障がい者世帯	世帯員に障がい者がいる世帯
③子育て世帯	0歳から小学校6年生までの子どもがいる世帯
④低所得世帯	世帯全員の住民税が非課税の世帯

対象経費

エアコン購入・設置経費の**実支出額**
※冷風機等も対象です。

補助金額上限

対象経費の**2分の1**（上限**5万円**）

その他要件

- ①すでに自宅にエアコンがある世帯の買い増しは対象になりますが、**買い替えは対象外**です。
※買い替えの方は「宮古市住宅省エネルギー推進事業費補助金（宮古市環境課）」の活用をご検討ください。
- ②**1世帯あたり1台**までです。
- ③**令和6年度においてこの補助金の交付を受けた世帯は対象外**です。
- ④原則として**宮古市内店舗での購入**とします。
ただし、**令和7年10月14日以前に購入している場合、購入店舗は問いません。**
- ⑤賃貸住宅の場合は、所有者からエアコン設置についての同意を得ていること。
- ⑥市税等の滞納がないこと。
- ⑦暴力団員でないこと。



お問い合わせ先

宮古市建築住宅課（市役所3階）
〒027-8501宮古市宮町一丁目1番30号
TEL 0193-68-9107（受付時間 8:30～17:15）



補助金の申請
方法は**こちら**
をご確認ください。

